

Microsoft365 のライセンス取得 契約書

- 1 件名 Microsoft365 のライセンス取得  
(ライセンスの明細は、仕様書に記載のとおり)
- 2 使用期間 令和8年6月1日から令和9年5月31日まで
- 3 使用料 総額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 4 支払方法 検査完了後、一括払いとする。

上記の Microsoft365 のライセンス取得について、旭川市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。  
この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 旭川市  
旭川市長 今津 寛介 印

乙

印

## Microsoft365 のライセンス取得に係る契約約款

### (総則)

- 第1条 甲及び乙は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、仕様書記載の Microsoft365 のライセンス（以下「ライセンス」という。）を甲に納入するものとし、甲は、その使用料を乙に支払うものとする。
- 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。このことは、契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。
- 4 この契約の履行に関して甲、乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して甲、乙間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 7 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とし、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

### (指示等の書面主義)

- 第2条 この約款に定める催告、指示、請求、通知、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。

### (権利義務の譲渡等)

- 第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継（以下、本条において「譲渡」という。）させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙が債権（まだ現に発生していないものも含む）を譲渡する場合は、次の事項が遵守されるものとしなければならない。
- (1) 甲は、この契約により甲が乙から徴収できる違約金又は賠償金があるときは、譲渡債権から控除を行うことができる。
- (2) 甲は、譲渡後においても契約の変更、解除を行うことができるものとし、これにより譲渡債権に毀損があったとしても、譲受者は甲に異議を申し立てることができない。

### (検査及び引渡し等)

- 第4条 乙は、甲が別紙仕様書で指定するライセンスを納入し、甲の検査を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の検査に合格したときは、乙からライセンスの引渡しを受けるものとする。

### (使用料の請求及び支払)

- 第5条 乙は、甲にライセンスを引渡した場合には、所定の手続に従って使用料の支払を請求することができる。
- 2 甲は、適法な請求があったときは、その日から起算して30日以内に使用料を乙に支払わな

ければならない。

(履行遅滞)

第6条 乙の責に帰する事由により、使用期間の始期までにライセンスの納入ができない場合は、乙は、甲に対して違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金は、使用期間の始期から検査合格の日までの遅延日数に応じ、使用料総額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定による率を乗じて計算した額とする。ただし、遅延日数は、検査に要した日を除くものとする。

3 甲の責に帰すべき事由により、前条第2項の規定による支払が遅れたときは、甲は乙の請求により、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定による率を乗じて計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(甲の解除権)

第7条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告を要せずに契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、期間内に契約を履行しないとき。

(2) この契約に違反し、甲が催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 第3条第1項の規定に違反して、この契約に関する債権を譲渡したとき。

(5) 第10条第1項の規定によらないで、契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、乙の責めに帰すべき事由がないと認められる場合を除き、乙は、使用料総額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合等不正行為による解除)

第8条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（同法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(協議解除)

第9条 甲は、第7条第1項又は前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。賠償すべき損害額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(乙の解除権)

第 10 条 乙は、甲が、この契約について重大な違反をし、その違反により契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(損害賠償の予定)

第 11 条 乙は、第 8 条第 1 項各号の一に該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を証明することを要することなく、使用料総額の 100 分の 10 に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

(1) 第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる場合において、排除措置命令の対象となる違反行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売であるとき。

(2) 第 8 条第 1 項第 1 号に規定する排除措置命令又は同項第 2 号に規定する納付命令の対象となる違反行為が、甲に金銭的な損害を生じないものであることを乙が証明し、その証明を甲が認めるとき。

(3) 第 8 条第 1 項第 3 号のうち、乙について刑法第 198 条の刑が確定したとき。ただし、同法第 96 条の 6 の規定にも該当するとして刑が確定したときを除く。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求することを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 12 条 この約款において書面により行われなければならないこととされている指示等は、旭川市契約事務取扱規則及び関係法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(協議)

第 13 条 この約款に定めるもののほか、乙は旭川市契約事務取扱規則及び関係法令を遵守するとともに、その他必要な事項については、甲、乙協議して定める。